

# 認定NPO法人 徳島県指定NPO法人 制度のしくみ

NPO法人は、幅広い活動により地域社会の担い手として大きな役割を果たしています。

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の自立的活動を支援するためのしくみで、NPO法人のうち、一定の基準を満たす法人を所轄庁が認定する制度です。（認定の有効期間は5年間で、更新手続きが必要です。）

徳島県指定NPO法人制度は、県の基準を満たす法人が県条例で指定されることにより、税制上の優遇措置を受けられる制度です。指定NPO法人になると、認定NPO法人になるための要件をすべて満たすこととなるため、認定NPO法人への近道になります。

認定NPO法人になると、寄附者とNPO法人自身が税制上の優遇措置を受けることができるなどのメリットがあります。

## 認定NPO法人になると…

- ✓ 税制優遇されるので、寄附が集めやすくなります。
- ✓ 高い基準に適合する必要があるので、社会的信用が向上します。
- ✓ 進んだ情報公開を行うことで、団体の透明性が向上し、社会的に認知度や信頼性が向上します。
- ✓ 経理や組織のあり方を見直すことで内部管理がしっかりとるとともに、役員やスタッフの意識が高まります。

## 指定・認定NPO法人に寄附をすると…

### 指定NPO法人に寄附をした場合

個人の  
場合

寄附金のうち2,000円を超える部分の4%が個人県民税から控除されます。  
(市町村への申告が必要)

### 認定NPO法人に寄附をした場合

個人の  
場合

寄附金のうち2,000円を超える部分の最大50%が所得税・住民税から控除されます。  
(税務署への確定申告が必要)

法人の  
場合

損金算入限度額の枠が拡大されます。  
特別損金算入限度額：(資本金等の額×0.375%+所得金額×6.25%) ×1／2

相続人  
の場合

寄附をした財産が非課税になります。  
例えば、1億円の相続財産があった場合、このうちの8千万円を認定NPO法人に寄附すれば相続税の課税対象額は2千万円になります。(不動産等は扱いが異なる場合があります。)

認定NPO  
法人自身  
の場合

収益事業から得た利益を、収益事業以外のNPO活動に係る事業に支出した場合は、  
その分を寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入が認められます。

## Q1 認定NPO法人とは？

- A1 NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして所轄庁の認定を受けた法人が「認定NPO法人」です。  
認定されると、寄附者及び認定NPO法人自身に対する税制上の優遇措置を受けることができます。

## Q2 特例認定NPO法人とは？

- A2 設立5年未満のNPO法人のうち、スタートアップ支援として、1回に限り、パブリック・サポート・テスト（PST基準）を免除した特例認定の制度が導入されています。

## Q3 指定NPO法人とは？

- A3 徳島県が定めた基準に適合したNPO法人を条例で指定することで、指定されたNPO法人へ寄附をした県民の皆さんか個人県民税の税額控除等を受けられる制度です。  
また、指定NPO法人になると、認定NPO法人の基準を全て満たすことになり、認定NPO法人への近道になります。

### 制度の違い

	国の制度		徳島県の制度
	認定NPO法人	特例認定NPO法人	指定NPO法人
基準	PST要件を含む8つの基準を全て満たすこと ※加えて、欠格事由に該当していないこと	PST要件を除く7つの基準を全て満たすこと(PST要件は免除) ※加えて、欠格事由に該当していないこと	県が定めた基準を全て満たすこと ※加えて、欠格事由に該当していないこと
有効期間	5年間（更新あり）	3年間（更新なし）	5年間（更新あり）
対象	設立後1年を超えていること	設立後1年を超え、5年内であること	設立後1年を超えていること
実績判定期間	初回2年間、更新5年間	2年間	初回2年間、更新5年間
税制優遇	個人	寄附金のうち2,000円を超える部分の最大50%が所得税・住民税から控除（確定申告が必要）	寄附金のうち2,000円を超える部分の4%が個人県民税から控除（市町村への申告が必要）
	法人	損金算入限度額の枠が拡大	
	相続人	寄附した相続財産が非課税	
	認定NPO法人自身	認定NPO法人自身がみなし寄附金税制優遇が受けられる	
	個人（現物寄附）	現物資産（土地、建物、株式など）を寄附した場合、一定の要件を満たすとみなし譲渡所得税（資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対する課税）が非課税	



## Q4 パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準とは？

- A4 パブリック・サポート・テスト(PST)とは、「広く市民からの支援を受けているかどうか」を判断するための基準です。

## Q5 寄附金とは？

- A5 ①「支出する側に任意性があること」、②「直接の反対給付がないこと」の二つの要件を満たすものを「寄附金」といい、名称が賛助金や助成金といったものであってもこの要件を満たせば寄附金になることがあります。

### ①『支出する側に任意性があること』

⇒ 寄附金を出す寄附者自身が、出すか出さないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができること。

### ②『直接の反対給付がないこと』

⇒ 寄附者が、支出した寄附金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないこと。お礼状や活動報告、無料の会報など、商業的に一般に売買されていないようなものは、反対給付にあたりません。

### <要注意!!>

PSTの判定上、寄附金として取り扱うには「寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかであること」が必要です。したがって、氏名（名称）以外分からない寄附金については、PSTの判定上の寄附金として取り扱うことはできません。

（注）相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

# 認定NPO法人・特例認定NPO法人・指定NPO法人になるための基準

	認定NPO法人	特例認定NPO法人	指定NPO法人
寄附金等の収入	<p><u>次のいずれかに適合していること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相対値基準 (総収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること)</li> <li><input type="checkbox"/> 絶対値基準 (年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること)</li> <li><input type="checkbox"/> 条例個別指定 (徳島県条例で個別に指定を受けていること)</li> </ul>	免除	<p><u>次のいずれかに適合していること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相対値基準 (総収入金額に占める寄附金の割合が10%以上であること)</li> <li><input type="checkbox"/> 絶対値基準 (年間3,000円以上の寄附者の数が年平均30人以上かつ年1,000円以上の寄附金合計額が年平均15万円以上であること)</li> </ul>
県民の参加・支持	<p><u>次の活動の占める割合が50%未満であること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 会員一部の限定したメンバーのみを対象としたサービスの提供や物品の販売</li> <li><input type="checkbox"/> 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動</li> <li><input type="checkbox"/> 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広報宣伝などの活動</li> <li><input type="checkbox"/> 特定の者の意に反した行為を求める活動</li> <li><input type="checkbox"/> 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動</li> </ul>		<p><u>次の活動の占める割合が50%未満であること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 会員一部の限定したメンバーのみを対象としたサービスの提供や物品の販売</li> <li><input type="checkbox"/> 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動</li> <li><input type="checkbox"/> 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広報宣伝などの活動</li> <li><input type="checkbox"/> 特定の者の意に反した行為を求める活動</li> </ul>
活動の対象			
運営組織	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 役員総数のうち、役員及びその親族関係者等の占める割合が1/3以下であること</li> <li><input type="checkbox"/> 役員総数のうち、特定の法人の役員や従業員の占める割合が1/3以下であること</li> <li><input type="checkbox"/> 各社員の表決権が平等であること</li> <li><input type="checkbox"/> 公認会計士等の監査を受けている又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存していること</li> <li><input type="checkbox"/> 支出した金銭に使途不明なものはなく、帳簿に虚偽の記載はしていないこと</li> </ul>		
事業活動	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 宗教活動及び政治活動は行っていないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの親族等に対して特別の利益を与えていないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 営利を目的とした事業を行う者や、宗教活動及び政治活動を行う者又は、特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 実績判定期間において「特定非営利活動に係る事業費／事業費の総額」の割合が80%であること</li> <li><input type="checkbox"/> 実績判定期間において「受入寄附金総額のうち特定非営利活動の事業費に充てた額／受入寄附金の総額」の割合が70%以上であること</li> </ul>		
公情報開	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業報告書や役員名簿等の書類について、一般の人から情報公開の請求があった場合、閲覧に応じることができること</li> </ul>		
の報告事業提出書	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 各事業年度において、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していること</li> </ul>		
行不為正	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 法令又は法令に基づいてする行政手続に違反する事実はない</li> <li><input type="checkbox"/> 偽りや不正の行為によって利益を得た事実又は得ようとした事実はない</li> <li><input type="checkbox"/> 公益に違反する事実はない</li> </ul>		
の設立期間経過後	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること</li> </ul>

## <実績判定期間とは?>

基準を満たしているかどうかを判定するための期間です。申請（申出）する直前の事業年度から5年間です。  
ただし、初めて認定（指定）を受ける場合の実績判定期間は直前の2年間です。



事業年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
初めて申請	実績判定期間2年間		申請					
更新申請				実績判定期間5年間			更新申請	

# 申請手続の流れ

認定NPO法人になるには、3つの方法があります。  
法人の状況に応じた手続を選びましょう。

## ステップ1 事前相談

まずは  
ご相談ください！

役員や社員と  
今後の活動方針に  
ついて議論！

## ステップ2 法人内で今後目指すべき方向性を話し合い、組織を点検しよう

## ステップ3 必要な手続を確認し、書類を準備しよう



- ① 認定基準をクリアしているので、認定NPO法人の申請をする

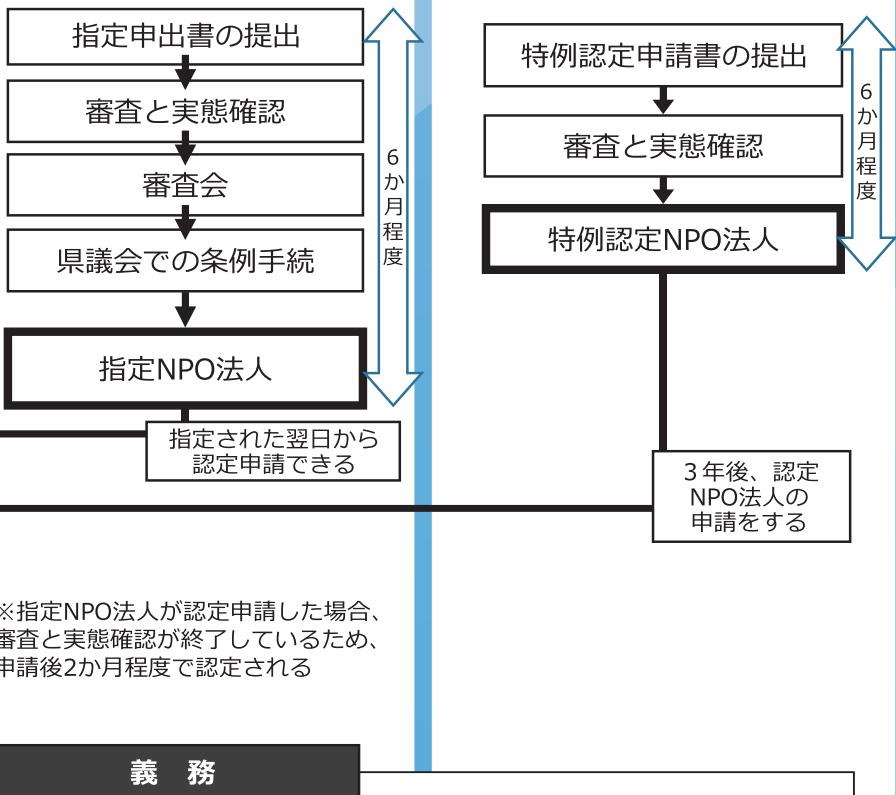
※有効期間は5年間（更新あり）

- ② 指定NPO法人の基準はクリアしているので、指定NPO法人の申請をする

※有効期間は5年間（更新あり）

- ③ 認定PST基準のみ満たしていないが、設立後1年を超える5年未満なので、特例認定NPO法人を申請する

※有効期間は3年間（更新なし）



- ・毎事業年度1回、事業報告書等の提出に加え、役員報酬規程等を所轄庁（徳島県）に提出しなければいけません。
- ・情報公開を一層行う必要があります。
- ・寄附金に係る事務手続きが増えます。（領収書発行、寄附者名簿の作成・保管等）
- ・更新のためには認定基準をクリアしておかなければなりません。

## お問い合わせはこちらまで

○事前相談（予約制）  
とくしま県民活動プラザ  
TEL : 088-664-8211 FAX:(088)664-5345  
Eメール : info@plaza-tokushima.com  
〒770-0873 徳島県徳島市東沖洲2丁目14番地  
沖洲マリンターミナルビル1階



←とくしま県民活動プラザ  
ホームページはこちら

○申請手続  
徳島県 未来創生文化部 未来創生政策課 共助社会推進担当  
TEL : 088-621-2023 FAX : 088-621-2758  
Eメール : miraisouseiseisakuka@pref.tokushima.jp  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 県庁4階  
徳島県ホームページはこちら



認定NPO法人手続



指定NPO法人手続